

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に伴う

リハビリ治療縮小のお知らせ

北海道に適用中のまん延防止等重点措置が延長されることを受け、リハビリ診療で実施中である診療縮小体制につきましても、**令和4年3月18日（金）まで延長**させていただきます。

ご不便をおかけするとは存じますが、地域住民皆様方の**新型コロナウイルス感染拡大防止を最重要課題としての対応**でございますので、何卒、ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

記

- ① 理学療法、作業療法、言語療法、物療・消炎鎮痛治療につきまして下記②を除き**全ての外来治療を休止**いたします。
- ② 当院手術後患者様で必要あるかたに限り、退院後 1 ヶ月まで外来リハビリ治療を行います。
- ③ 上記①、②の対応期間は**令和4年1月27日（木）から当面3月18日（金）まで**とさせていただきます。なお、新型コロナウイルス感染拡大状況、日本国政府ならびに北海道知事からの追加指針次第では上記対応期間がさらに延長する可能性がございますが、その場合は改めてお知らせいたします。

令和4年3月4日 リハビリテーション室 成澤研一郎